

定年退職者等医療基金加入者の方へ

2017.11.16 改定

定年退職者等医療基金制度は相互扶助の精神に基づき、主として定年退職された後の医療費負担の軽減をはかり、皆さんの生活の安定に役立てることを目的として設立されたものです。

この制度は基金制度を活用することにより、定年退職後60歳から70歳までの間を相互に扶助しようとするものです。

1. 基金給付を受けられる方

加入者及び扶養家族（健康保険証上の扶養家族）の方が給付を受けられます。

2. 給付期間

加入者が満60歳から70歳になるまでの間、給付を受けられます。

3. 給付内容

(1) 医療補助金

健康保険適用の医療費（入院一部負担金を含む）のうち自己負担分について受給資格者一人・暦月毎に、一支払額が2,000円以上の医療費（領収証）を対象として、1ヶ月の合計額から7,000円を控除し、1,000円未満の端数を切捨てた額を給付します。

ただし、給付資格者一人につき月額20,000円を限度とします。

(2) 特別医療金

健康保険の適用により医療機関に入院し、健康保険適用外の部屋代差額がある場合、1日につき5,000円（税抜）を限度とし、また食事療養費および居住費は全額を支給します。

ただし、支給日数は1入院につき100日間（食事療養費は300食）が限度です。

4. 補助金の申請

(1) 医療補助金

1ヶ月単位で申請して下さい。1年以内なら複数月まとめて申請することができますが、1ヶ月毎に1枚の申請書が必要です。

(2) 特別医療金

1入院につき100日分まで（食事療養費は300食分まで）申請することができます。

(3) 申請方法

「定年退職者等医療補助金・特別医療金申請書（申請書）」に病院（医院）発行の領収書（受給資格者の氏名、保険点数記載必須）を添付して（糊付け等はせずに）、給付金額を計算・記入し氏名・会員番号を記載し認印を押してから共済組合まで送付して下さい。

医療補助金は1人、1ヶ月単位で給付額の算定をします。1ヶ月分（毎月1日～月末）を計算し1枚の申請書に記載して下さい。同一月で2回以上は申請できません。

特別医療金についても同様に1ヶ月分をまとめて申請して下さい。

（申請期限の1年間以内ならば複数月分をまとめて申請も可）

※ 同一傷病による、病院（医院）発行の領収書、薬局発行の領収書は別々の領収書として取り扱ってください。

※ 申請書に添付された領収書は一切返却致しません。
領収書の本証が必要な場合は、領収書のコピーを添付して申請して下さい。
ただしコピーが不鮮明な場合、補助金は支給されません。

※ 領収書には受給資格者名の記載が必須ですので、氏名と保険診療対象金額を記載した領収書を発行してもらってください。

※ 領収書の記載内容が不明のとき、医療機関に問合せする場合があります。

(4) 申請期間

期間は毎月16日～翌月15日までを1申請期間とします。同一月の本人分と被扶養者分は同一申請期間に申請してください。

※同一月の本人分と被扶養者分の申請が、異なる申請期間に申請があった場合は、2回目の申請は無効です。

5. 給付金の支払

原則として毎月15日までに申請のあった分は、その翌月の27日にゆうちょ銀行口座に振り込みます。なお、個人宛に振込の通知はいたしませんので、該当があると思われる時は、27日以降にゆうちょ銀行で記帳し確認して下さい。

（27日が休日の場合、その翌日に振込します）

6. 基金の管理運営

この基金の管理運営に関しては、医療基金管理委員会が設けられ、基金財政・給付内容の検討等を行っています。

7. その他

【お願い】 次の事由が発生したときは、ご連絡下さい

1. 振込先ゆうちょ銀行口座の変更、住所変更、住居表示の変更、電話番号の変更のとき
2. 会員が死亡したとき
3. その他、給付事務に支障をきたす変更があったとき

※ 上記の連絡がないとき、遅れたときは医療補助金が支給されなくなります。

【ご注意】

1. 不正および二重に請求して支給を受けた場合は会員資格がなくなります。
2. 1年をこえた日付の領収書等によって請求することはできません。
3. 会員の方の保険証を提示していただく場合があります。この場合、保険証の提示がない期間、支給を停止することがあります。

申請方法その他について不明な点がございましたら事務局にご相談下さい。

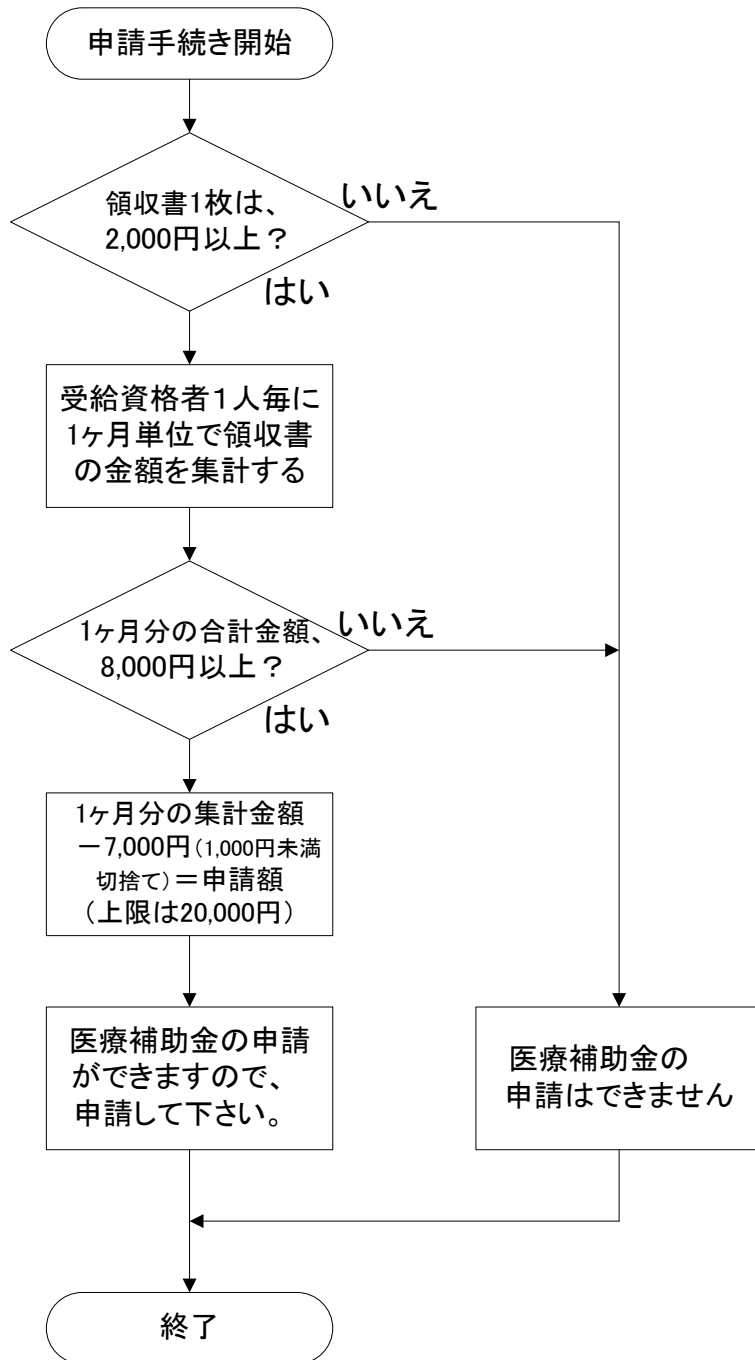
（連絡先）〒220-0004 横浜市西区北幸2-9-14

相鉄共済組合 定年退職者等医療基金事務局

TEL 045-319-2327 FAX 045-319-2366

※ 医療補助金の申請書は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.sotetsu-kyosai.jp/> の右側[申請書等メニュー]をクリックし中央のメニュー再下段(定年医療)の[3. 定年退職者等医療基金医療補助金・特別医療金申請書]です。

医療補助金の申請対象確認フローチャート



- ※ 領収書の金額（健康保険適用医療費）が1枚につき2,000円未満は医療補助金の申請対象にはなりません。
- ※ 受給対象者の氏名の記載の無い領収書では申請できませんので、そのときは、氏名と保険診療対象金額を記載した領収書を発行してもらって下さい。

以上

定年退職者等医療基金規約

(2011.4.1 改定)

<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この基金は定年退職者等医療基金（以下本基金という）と称し、事務局を相鉄共済組合（以下共済組合という）内に置く。</p> <p>(目的) 第2条 本基金は、相互扶助の精神に基づき規約所定の給付を行うことにより退職後の医療費負担の軽減をはかり、もって生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(加入資格) 第3条 共済組合規約で定める社員で次に該当する者に対して、本基金への加入資格を付与する。 (1) 勤続10年以上の定年退職者 (2) 選択定年により退職する社員 (3) 役員に就任したことにより退職する社員 (4) 勤続10年以上かつ60歳以上で退職する常勤嘱託 (5) その他の定年退職者</p> <p>(加入方法) 第4条 本基金へ加入する前条第1号ないし第4号に該当する者は、20万円を、また第5号の社員は30万円を本基金への拠出金として添え、退職日までに事務局宛加入申し込みの手続きをする。 但し、共済組合規約で定めた会社はこれを代理することができる。 2. 前条第1号ないし第4号に該当する者が、前項の加入手続きをした場合、共済組合は10万円を当該拠出金に上乗せ補給し、本人分として本基金に拠出する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(権利) 第5条 前条所定の手続きにより本基金に加入した者は会員としてこの規約に基づく給付を受ける権利を有する。 なお、給付開始年齢に到達した者は拠出金については払い戻し等一切の請求権を有しない。 但し、給付開始年齢に達しない者が脱退の申し出をした場合は、本人拠出金に限り払い戻す。</p> <p>(資格喪失) 第6条 会員が次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。 (1) 満70歳に達したとき (2) 死亡したとき (3) 不正に請求したとき (4) 二重請求をしたとき (5) 給付開始年齢到達前に脱退したとき (保険証の提示) 第7条 会員は、事務局の必要に応じ健康保険証の提示を求められた場合、速やかにこれを提示しなければならない。 事務局がこれが提示されない間、給付を停止することができる。</p> <p>(異動届) 第8条 会員は次の各号に該当するときは、速やかにその旨事務局に通知しなければならない。 (1) 住所変更 (2) 電話番号変更 (3) 会員が死亡したとき (4) 振込先および口座番号変更 (5) その他事務に支障をきたす変更</p> <p style="text-align: center;">第3章 給付</p> <p>(受給資格者) 第9条 医療補助金および特別医療金の受給資格者は会員ならびに会員が加入している健康保険の被扶養者とする。 また、75歳以上の後期高齢者医療保険に加入する前項の健康保険の被扶養者と同等の被扶養者加入資格を有する会員の扶養家族も同様の扱いとする。</p> <p>(給付期間) 第10条 本基金は会員の退職年齢にかかわらず会員が満60歳から第6条各号により資格を喪失する日の前日まで規約所定の給付を行う。 但し、第6条第2号についてはその当日までとする。 2. 前項の場合会員の加入する健康保険の被扶養者の給付期間は会員の資格喪失までとする。</p> <p>(医療補助金) 第11条 受給資格者が保険診療を受けた場合、受給資格者1人・暦月毎に健康保険を適用しうる医療費の1支払額（領収書額）が2,000円以上の医療費を対象とする。その医療補助対象領収書の合算額から7,000円を控除した後、1,000円未満の端数を切捨てた額を医療補助金として給付する。 但し、受給資格者1人につき月額20,000円を限度とする。</p> <p>(特別医療金) 第12条 受給資格者が健康保険の適用により医療機関に入院し、健康保険適用外の部屋代差額がある場合は日額5,000円を限度に、また入院時食事療養費および居住費についてはその全額を特別医療金として給付する。 但し、1入院100日を限度とする。</p> <p>(特別弔慰金) 第13条 会員が満60歳に達する前に死亡した場合、別に定める特別弔慰金を給付する。</p> <p>(申請方法) 第14条 医療補助金、特別医療金および特別弔慰金の申請方法は別に定める。</p>	<p>(給付金額の算定および支払) 第15条 医療補助金の給付金額については暦月で、また特別医療金の給付金額については入院日数で、それぞれ算定する。 2. 前項で算定した給付金額は、毎月15日までに申請のあつた分について、翌月の末日までに会員が指定した郵便口座に一括して振り込む。 3. 第11条（医療補助金）及び第12条（特別医療金）は、給付期間内であつても共済組合員資格を有している期間については適用しない。 (請求権の時効) 第16条 この規約に基づく請求は、その事由の発生した日より1年以内に行わなければその効力を失う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 基金の管理・運営</p> <p>(管理委員会) 第17条 本基金の管理運営に関し、次の事項を審議・決定するため医療基金管理委員会（以下委員会という）を設ける。 (1) 基金財政の年度決算 (2) 基金の運営状況 (3) 原則として5年ごとの基金財政・給付内容の再検討 (4) 規約の改廃 (5) その他重要な事項 (役員および任期ならびに選任方法) 第18条 委員会に次の役員をおく。任期は2年とし重任を妨げない。 委員長 ……1名（共済組合理事長とする） 副委員長 ……2名（委員長が甲種評議員から指名された委員および乙種評議員から指名された委員の中からそれぞれ1名を指名する） 委員 ……若干名（共済組合理事長が甲種および乙種評議員の中からそれぞれ同数となるよう若干名を指名する） 会計監査 ……2名（委員の互選とする） (任 務) 第19条 各役員の任務は次のとおりとする。 委員長 ……委員会を代表し、会務を総理する。 副委員長 ……委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。 委員 ……委員会の重要な業務に参与する。 会計監査 ……会計事務を監査する。 (委員会の開催) 第20条 委員会は委員長の招集により毎年5月および11月定期に開催し、委員の定数の3分の2以上の出席をもって成立する。 2. 委員長が特に必要と認めた場合は臨時に開くことができる。 3. 委員長は議長として委員会を主宰する。 4. 議事は出席者の全員一致をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計</p> <p>(決 算) 第21条 本基金の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月に財政の決算を行う。 (運営費) 第22条 本基金の運営上必要な経費（規約所定の給付を除く）は、共済組合福祉課経費をもってこれに当てる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 付則</p> <p>(実施期日) 第23条 この規約の実施期日 1. この規約は1982年9月15日から制定実施する。 2. この規約は1986年4月1日から改定実施する。 3. この規約は1992年10月1日から改定実施する。 4. この規約は1994年10月1日から改定実施する。 5. この規約は1996年3月1日から改定実施する。 6. この規約は1997年4月1日から改定実施する。 7. この規約は1998年7月1日から改定実施する。 8. この規約は2003年4月1日から改定実施する。 9. この規約は2006年10月1日から改定実施する。 10. この規約は2008年4月1日から改定実施する。 11. この規約は2011年4月1日から改定実施する。</p> <p>(経過措置) 第24条 この規約実施日にすでに共済組合規約第1条で定める役員となっている者は、規約第3条第3号に該当するものとし、第4条所定の加入手続きをすることができる。</p> <p style="text-align: center;">特別弔慰金支給細則</p> <p>第1条 定年退職者等医療基金規約（以下規約という）第13条で定める特別弔慰金の支給に関しては、この細則による。 第2条 特別弔慰金の支給金額は次の算式による。 $\text{支給金額} = \left(\begin{array}{c} \text{(1)} \\ \text{規約で定めた} \\ \text{基金への本人} \\ \text{拠出金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{(2)} \\ \text{規約第4条第2} \\ \text{項の適用を受け} \\ \text{て加入した者は} \\ \text{その金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{(3)} \\ \text{退職した会社が本人} \\ \text{拠出金の一部を補給する} \\ \text{内容の規則を有してい} \\ \text{て、その適用を受けた} \\ \text{場合は当該規則により} \\ \text{補給された金額} \end{array} \right)$ </p> <p>(注) 上記(1)、(2)および(3)の金額は本人の加入時点のものにより計算する。 但し、(3)については所得税相当分は除く。 第3条 この細則は1982年9月15日から制定実施する。 この細則は1986年4月1日から改定実施する。 この細則は2005年3月16日から改定実施する。 この細則は2011年4月1日から改定実施する。</p>
---	---